

福島市告示第153号

児童福祉法（平成22年法律第164号）第21条の5の15、第24条の28の規定に基づき、児童福祉法第21条の5の3第1項、第24条の26第1項の指定をしたので、次のとおり告示する。

令和8年5月13日

福島市長 馬場雄基

No.	事業者 名称	事業所 名称	指定年月日	事業の種類	対象者	事業所番号
	事業者 住所	事業所 住所	有効期限			
1	株式会社ミライムフォーラム	進学就労準備療育特化型自立支援教室ミライムキッズアカデミー福島旭町教室	令和8年5月1日	放課後等デイサービス	障害児	0750100711
	福島市西中央三丁目24番地の2	福島市旭町9-27 片平ビル1階	令和14年4月30日			
2	特定非営利活動法人南茶和	ライフコンシェルジュ道しるべ	令和8年5月1日	障害児相談支援	障害児	0770100527
	福島市松川町水原字南沢16番地	福島市松川町字南諏訪原93-2	令和14年4月30日			